



2022年10月28日

各 位

会社名 株式会社ニフコ
代表者名 代表取締役社長 柴尾 雅春
コード番号:7988 (東証プライム市場)
問合せ先 取締役専務執行役員 最高財務責任者 矢内 俊樹
(TEL. 03-5476-4853)

「株式付与E S O P信託」の継続および第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2022年10月28日開催の取締役会において、下記のとおり、当社の従業員を対象としたインセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」(以下、「本制度」という。)の継続および第三者割当による自己株式の処分(以下、「本自己株式処分」という。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

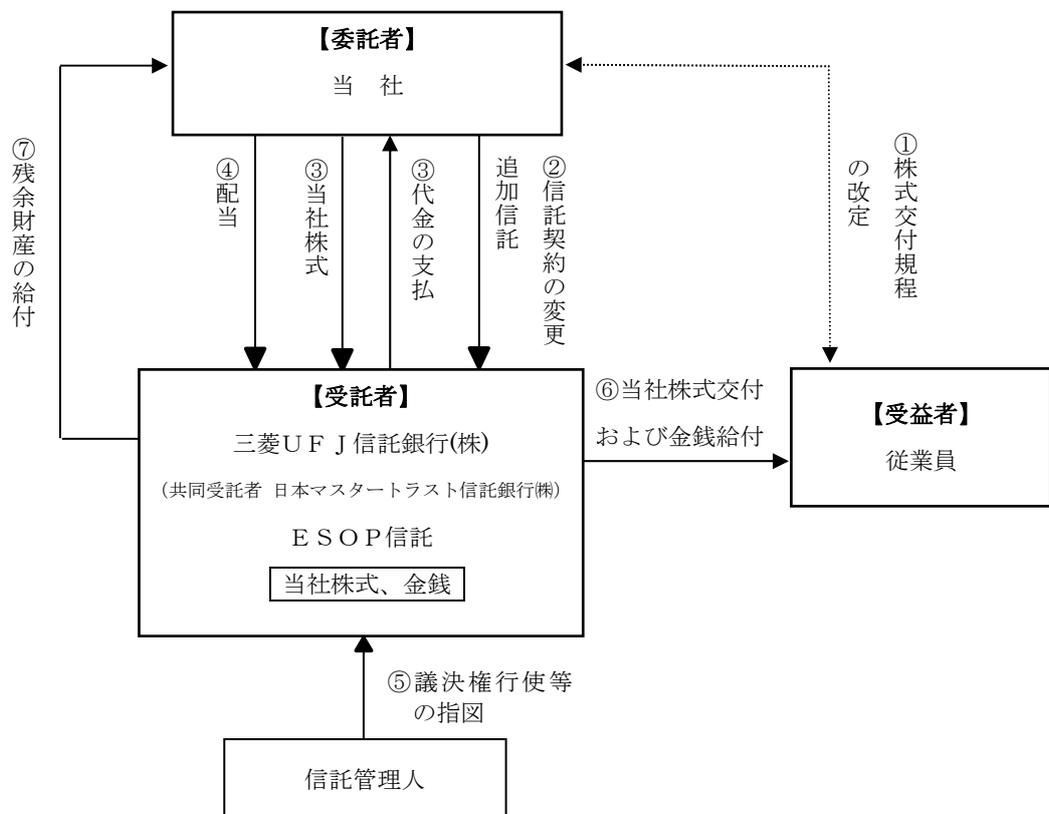
1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、従業員のエンゲージメントや帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、2018年度より導入している本制度を継続することを決議しました。
- (2) 本制度では、株式付与E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託(以下、「E S O P信託」という。)と称される仕組みを採用します。E S O P信託とは、米国のE S O P制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、E S O P信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する幹部従業員および業績貢献度の高い従業員に交付するものです。なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。
- (3) 本制度により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、E S O P信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

【信託契約の概要】

- ①信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ②信託の目的 従業員に対するインセンティブの付与
- ③委託者 当社
- ④受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
- ⑤受益者 従業員のうち、受益者要件を充足する者
- ⑥信託管理人 専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者
- ⑦信託契約日 2018年8月27日
- ⑧延長後の信託の期間 2018年8月27日～2025年12月31日（予定）
（2022年11月の信託契約変更により2025年12月31日まで延長予定）
- ⑨議決権の行使 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
- ⑩権利帰属者 当社
- ⑪残余財産 権利帰属者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします

（ご参考）ESOP信託の仕組み



- ① 当社は、本制度の継続に際して株式交付規程を改定します。
- ② 当社は、信託契約の変更の合意に基づき、ESOP信託の信託期間を延長し、金銭の追加拠出を行います。

- ③ E S O P 信託は上記②で拋出された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、信託管理人の指図に従い、当社から取得します。
- ④ E S O P 信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。
- ⑤ E S O P 信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E S O P 信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥ 株式交付規程に従い、一定の要件を充足する従業員に対して、当社株式が交付されます（信託内の当社株式を換価し、受益者に金銭で給付することもあります）。
- ⑦ E S O P 信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、一定の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属します。

※受益者要件を充足する従業員への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、E S O P 信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

2. 本自己株式処分について

(1) 処分要領

① 処分期日	2022年11月17日
② 処分株式の種類および数	普通株式 27,800 株
③ 処分価額	1株につき 3,120 円
④ 処分総額	86,736,000 円
⑤ 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P 信託口)
⑥ その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券 通知書を提出しております。

(2) 処分の目的および理由

当社は、2022年10月28日開催の取締役会において、従業員のエンゲージメントや帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的とした本制度の信託期間を延長し、本制度に対する金銭の追加拋出について決議しました。本自己株式処分は、本制度の信託期間延長に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社と締結する株式付与E S O P 信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P 信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものです。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に従業員に交付を行うと見込まれる株式数の一部であり、その希薄化の規模は2022年9月30日現在の発行済株式総数107,508,954株に対し、0.03%（小数点第3位を四捨五入、2022年9月30日現在の総議決権個数1,006,922個に対する割合0.03%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないこと

から、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

(3) 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株処分に係る取締役会決議の前営業日の当社株式の終値である 3,120 円としております。取締役会決議日の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会は、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価格には該当しない旨の意見を表明しています。

(4) 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上